

板橋区聴覚障がい者等意思疎通支援事業実施要綱

(平成19年2月9日区長決定)

(目的)

第1条 この事業は、聴覚障がい者及び言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、もって聴覚障がい者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施主体等)

第2条 板橋区聴覚障がい者等意思疎通支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は、板橋区とする。ただし、社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会（以下「福祉事業協会」という。）に事業の一部を委託し、実施する。

(聴覚障がい者)

第3条 この要綱において「聴覚障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者及び言語機能障がい者であって、板橋区内（以下「区内」という。）に住所を有する者をいう。

(手話通訳者及び要約筆記者等)

第4条 この要綱において「手話通訳者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 板橋区が実施する登録試験に合格した20歳以上の者で、板橋区手話通訳者登録申請書（別記第1号様式）による登録の申請を行った者のうち、区長が適当と認めた者
- (2) 前号に掲げる者と同程度の技術を有する20歳以上の者で、板橋区手話通訳者登録申請書による申請を行った者のうち、区長が適当と認めた者
- (3) 福祉事業協会が運営する東京手話通訳等派遣センター（以下「派遣センター」という。）に手話通訳者として登録されている者

2 この要綱において「要約筆記者」とは、話している内容を要約し、文字として伝えることを行う者で派遣センターに登録されたものをいう。

3 第1項第1号及び第2号に該当する者については、板橋区手話通訳者登録台帳（別記第2号様式。以下「登録台帳」という。）に登録し、板橋区手話通訳者登録証（別記第3号様式）を交付するものとする。

4 前項の規定により登録証を交付された通訳者は、登録事項に変更があるときは、速やかに板橋区手話通訳者登録変更届（別記第4号様式）を、区長に提出しなければならない。

5 第2条の規定により、事業の一部を委託したときは、第3項に規定する登録台帳

を、福祉事業協会に提供する。

- 6 前項の規定により、登録台帳の提供を受けた福祉事業協会は、登録台帳の取扱いに十分な注意を払い、事業目的以外に使用してはならない。

(手話通訳者の登録の取消し)

第5条 区長は、手話通訳者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に該当しなくなったとき。
- (2) 手話通訳者として適当でないと認められたとき。
- (3) 手話通訳者が辞退を申し出たとき。

- 2 区長は、前項の規定により、手話通訳者の登録を取り消したときは、手話通訳者登録取消通知書(別記第5号様式)により、通知するものとする。

(派遣対象者)

第6条 手話通訳者又は要約筆記者の派遣を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 聴覚障がい者等
- (2) 前号に掲げる聴覚障がい者等を主たる構成員とする団体
- (3) 聴覚障がい者等の参加が見込まれる講演会その他の事業の主催者(区内の営利を目的としない団体に限る。)
- (4) その他区長が特に必要と認めた者

(派遣の対象範囲)

第7条 前条第1号に掲げる者に対する手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、派遣の理由が次の各号のいずれかに該当するものである場合には、これを派遣することができない。

- (1) 営業活動に関するもの
- (2) 政治活動に関するもの
- (3) 宗教活動に関するもの
- (4) その他区長が適当でないと認めたもの

- 2 前条第2号、第3号及び第4号に対する手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、研修会、講演会、会議、交流事業その他の事業のうち、区長が適当と認める場合に、これを派遣することができる。ただし、派遣の理由が、前項各号のいずれかに該当する場合を除く。

(派遣時間等)

第8条 手話通訳者の派遣時間は、第6条各号に掲げる者(以下「派遣対象者」とい

う。)ごとに、1か月14時間以内とする。ただし、毎年4月、7月、10月及び1月の各月、その翌月並びにその翌々月の3月の間で振り替えて派遣することができる。

2 要約筆記者の派遣時間は、派遣対象者ごとに、1か月12時間以内とする。ただし、毎年4月、7月、10月及び1月の各月、その翌月並びにその翌々月の3月の間で振り替えて派遣することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく申請、調査及びケアプランの作成に関する派遣、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく給付に係る申請及び調査に関する派遣、医療機関等への派遣並びに区長が特に必要と認めたものについては、前項に規定する派遣時間を超えて派遣することができる。

（派遣の申請及び決定）

第9条 手話通訳者又は要約筆記者の派遣を受けようとする派遣対象者は、あらかじめ（要約筆記者の派遣にあっては、派遣を必要とする日の7日前まで。）、派遣センターに申請するものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りでない。

2 派遣センターは、前項の規定に基づく申請があったときは、当該申請内容を審査し、派遣の可否を決定する。

3 前項により派遣を決定した場合において、派遣センターは、派遣内容の難易度又は派遣地域等を勘案し、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を依頼する。

（派遣の取消し及び停止）

第10条 前条第2項の規定により、手話通訳者又は要約筆記者の派遣の決定を受けた派遣対象者（以下「派遣決定対象者」という。）が、次の各号のいずれかの事由により、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を受けた場合には、当該派遣を取り消し、又は停止することができる。

（1）不正な方法により、派遣の申込みを行ったとき。

（2）その他この要綱に違反する事実があったとき。

（派遣の報告）

第11条 第9条第3項の規定により、手話通訳者及び要約筆記者が、派遣決定対象者に対し手話通訳又は要約筆記を行ったときは、派遣センターは、その内容を月ごとにまとめて、区長に報告するものとする。

（費用）

第12条 派遣決定対象者が受ける手話通訳者又は要約筆記者の派遣に係る費用は、無料とする。

（報酬）

第13条 区長は、第11条の規定により派遣の報告を行った派遣センターからの請

求により、別表第1又は別表第2に定める報酬を支払うものとする。

(報酬の支払の停止及び返還)

第14条 区長は、第11条の規定による報告が事実と反するものであることが判明したときは、前条に規定する報酬の支払を停止するものとする。

2 区長は、前条の規定により報酬を支払った後に、第11条の規定による報告が事実と反するものであることが判明したときは、支払った報酬を返還させるものとする。

(手話通訳者及び要約筆記者の責務)

第15条 手話通訳者及び要約筆記者は、聴覚障がい者等の人格を尊重するとともに、信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。

2 手話通訳者及び要約筆記者は、この要綱に基づく職務上知り得た秘密（個人又は団体に係る秘密を含む。）を他に漏らしてはならない。

3 手話通訳者及び要約筆記者は、手話通訳又は要約筆記に係る研修等に積極的に参加し、自己研鑽に努めるものとする。

(協議会の設置)

第16条 区長は、この要綱に基づく事業の適正かつ円滑な運営を図るため、板橋区意思疎通支援事業運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる委員より構成する。

(1) 板橋区内の聴覚障がい者関係団体の代表者

(2) 板橋区内の手話通訳者関係団体の代表者

(3) 障がい政策課長

3 協議会の事務局は、板橋区福祉部障がい政策課が行う。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

別表第1（第13条関係）

種 別	時間単価	摘 要
第4条第1項第1号及び第2号に掲げる手話通訳者	2時間につき3,900円。2時間を超えるときは、30分ごとに800円とする。	・派遣時間は、派遣先到着時から手話通訳終了時までとする。 ・報酬単価と別に、派遣先までの交通費実費相当額を支給する。
第4条第1項第3号に掲げる手話通訳者（対面手話通訳）	2時間につき6,600円。2時間を超えるときは、1時間ごとに3,300円とする。	・派遣時間は、派遣先到着時から手話通訳終了時までとする。 ・報酬単価には、派遣先までの交通費実費相当額を含むものとする。
第4条第1項第3号に掲げる手話通訳者（オンライン手話通訳）	2時間につき6,600円。2時間を超えるときは、1時間ごとに3,300円とする。	・準備及び片付けに、30分を加算する。
第4条第1項第3号に掲げる手話通訳者（タブレット端末等による遠隔）	1時間につき3,300円。1時間を超えるときは、1時間ごとに3,300円とする。	・準備及び片付けの、2時間を含める。

別表第2（第13条関係）

種 別	時間単価	摘 要
手書きノートテイク	2時間につき5,400円。2時間を超えるときは、1時間ごとに2,700円とする。	特に指定がない場合は、通訳時間のみを対象とする。
手書き全体投影 (OHP・OHC)	2時間につき5,400円。2時間を超えるときは、1時間ごとに2,700円とする。	準備及び片付けに、30分を加算する。
パソコンノートテイク	2時間につき5,400円。2時間を超えるときは、1時間ごとに2,700円とする。	・準備及び片付けに、30分を加算する。 ・入力用PC持込費用（1件につき500円）を加算する。
パソコン全体投影	2時間につき5,400円。2時間を超えるときは、1時間ごとに2,700円とする。	・準備及び片付けに、60分を加算する。 ・入力用PC持込費用（1件につき500円）を加算する。
オンライン	2時間につき5,400円。2時間を超えるときは、1時間ごとに2,700円とする。	・準備及び片付けに、60分を加算する。 ・入力用PC持込費用（1件につき500円）を加算する。

備考

- (1) ノートテイクの派遣は、1時間以上2名派遣、4時間以上は3名派遣を基準とする。
- (2) 全体投影の派遣は、4時間まで4名派遣を基準とする。
- (3) 広域グループ（他自治体の派遣対象者を含む等、派遣の実施主体が複数自治体にまたがるグループ）で利用した場合は、別表第2の報酬額に事務費（1件あたり2,600円）を加算したうえで、板橋区の派遣対象者数に按分した金額を支払う。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式

板橋区手話通訳者登録申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請者 住所 区 町 丁目
番 号 方
氏名
電話 ()

板橋区聴覚障がい者等意思疎通支援事業実施要綱による手話通訳者の登録を、
下記のとおり申請します。

記

フリガナ		生年	年 月 日		性	男
氏 名		月 日			別	女
住 所				電 話		
勤務先	名 称				電 話	
	所在地					
活動可能な日時	(記入例) (1) 平日 午前10:00～午後4:00 (2) 第1、第3日曜日正午～午後6:00 (3) 月・水・金の午前中					
備考	手話通訳の経歴及び手話技術の取得状況等を記入して下さい。					

板橋区手話通訳者登録台帳

[illegible]

第3号様式

(表面)

登録証第 号		板橋区手話通訳者登録証
写 真 (2×3cm)	氏 名	
	上記の者は、当区の手話通訳者であることを証明する。	
	年 月 日 東京都板橋区長	

(裏面)

注 意	
1. 手話通訳者は、その活動に当たっては本証を所持し、関係人の請求があったときは、本証を呈示しなければならない。	
2. 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。	
3. 本証を紛失したとき及び記載内容に変更があったときは、直ちに発行者に届け出なければならない。	
4. 手話通訳者の資格を失ったときは、すみやかに本証を発行者に返還しなければならない。	
5. 本証の有効期間は、発行の日から 年 月 日までとする。	
板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 板橋区福祉部障がい政策課 電話 03 (3579) 2361	

第4号様式

板橋区手話通訳者登録変更届

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請者 住所 区 町 丁目
番 号 方

氏名
電話 ()

板橋区聴覚障がい者等意思疎通支援事業実施要綱による手話通訳者の登録変更を、下記のとおり申請します。

記

フリガナ		生年	年 月 日		性	男
氏 名		月 日			別	・ 女
住 所				電 話		
変 更 内 容	変更事項	変更前	変更後	変更年月日		
	☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ その他					
※備考						

第5号様式

手話通訳者登録取消通知書

年 月 日

様

板橋区長

板橋区聴覚障がい者等意思疎通支援事業実施要綱第5条に基づき、下記のとおり手話通訳者の登録を取り消したので通知します。

記

登録番号	
取消年月日	年 月 日
取消理由	

なお、板橋区手話通訳者登録証を速やかに返還してください。